

研究成果公開促進費「研究成果公开发表（B）・（C）」の補助条件の解説

【まえがき】

科学研究費補助金（研究成果公開促進費）は、研究成果の公开发表、重要な学術研究の成果の刊行及びデータベースの作成について助成することによって、我が国の学術の振興と普及に資するとともに、学術の国際交流に寄与することを目的とするものであり、優れた研究成果の公的流通の促進を図るものです。

研究成果公開促進費のうち、「研究成果公开发表」は、

- ① 学会や民間学術研究機関等が当該学問分野の最新の研究動向等を普及するために広く青少年や社会人を対象として開催する次世代の研究者養成にも資するシンポジウム・学術講演会等／「研究成果公开发表（B）」、
- ② 諸外国のトップレベルの研究者の参加を得て、学術に関する研究発表及び討論等を行うために国内で開催される国際会議等／「研究成果公开发表（C）」

に必要な経費を助成するものです。

この解説は、学会等の学術団体において補助事業を実施する「研究成果公开发表（B）」及び「研究成果公开发表（C）」に関し、特に諸手続き等に係る補助条件を中心に補足説明を加え、補助条件の理解を深めてもらうために作成したものです。

補助事業を実施される学術団体の代表者におかれましては、補助事業（附帯する事務を含む）に携わる方々にも「補助条件」及び本解説を周知し、補助条件に定める諸手続き等が適切に執り行われるようよろしくお願ひします。

1. 「総則」関係

補助事業者である学術団体の代表者は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」をはじめとする関係法令等及び補助条件の規定を遵守するとともに、補助金の交付の目的に従って誠実に補助事業を行うように努めなければならないと規定されています。（補助条件1-1、1-2参照）

補助条件として規定されている各条件を履行できていない場合は、補助条件に違反することとなりますので、補助条件の内容を十分確認いただく必要があります。

なお、交付決定通知書に記載のとおり、「交付決定通知書の内容及び補助条件に不服がある場合」は、所定の期日までの間であれば交付申請の取り下げができることとなっています。

2. 「補助金の使用」関係

補助事業者である学術団体の代表者は、補助金の使用に当たり「説明責任」を負うこととなりますので、補助事業に関係する者も含め「対象となる経費等」を十分周知しておく必要があります。

(1) 「補助金の公正かつ効率的な使用」について（補助条件2-1参照）

補助事業者である学術団体の代表者は、補助金の公正かつ効率的な使用に努めるとともに、他の用途への使用及び補助条件に違反する使用をしてはならないことが規定されています。

(2) 「補助金の各費目とその対象となる経費」及び「使用の制限」について（補助条件2-2～2-5及び2-9～2-11参照）

2-2～2-4で各費目とその対象となる経費（例示を含む）が規定されています。

例えば、「研究成果公开发表（B）」については、「会場借料」、「消耗品費」、「謝金」及び「その他」が費目として定められており、併せて費目ごとに「（例示を含む）対象となる経費」が示されています。補助事業者である学術団体の代表者は、交付申請書に記載した費目ごとの経費の内容を踏まえ、補助金の使用を適正に行う必要があります。

2-5では、補助金の使用は交付申請書に記載した費目ごとの額にしたがって使用するとともに、文部科学大臣の承認を得ることなく各費目の額を変更できる限度が規定されています。

また、2-9～2-11では、「（例示を含む）対象となる経費（2-2～2-4で規定）」以外に使用してはならないと規定されています。

(3) 「補助金の年度内使用」及び「納品等及び支出の期限」について（補助条件2-7、2-13参照）

2-7では、補助金は補助事業を行う年度を越えて使用することはできないことが規定されています。（2-8により翌年度における補助金の使用が認められた場合を除く。）ここでいう「使用」とは、補助事業に係る物品の納品、役務の提供等が補助事業期間中に完了していなければならないことを指しています。

なお、2-13において、補助事業に係る物品の納品、役務の提供等は、補助事業の実施時期までに終了しなければならないと規定されていますが、これに係る支出は、実績報告書の提出期限までに行われればよいこととなっています。

しかしながら、物品の納品、役務の提供その他に伴う経費の支払いは、内容の如何に関わらずできるだけ早期に行われるのが望ましいので、その点併せてご配慮願います。

(4) 「補助事業の開催期間」について

2-14～2-16では、補助事業における「シンポジウム・学術講演会」又は「国際シンポジウム・国際会議等」の開催期間について規定されています。

各区分における「シンポジウム・学術講演会」又は「国際シンポジウム・国際会議等」を実施しなければならない期間は、以下のとおりです。

区 分	「シンポジウム・学術講演会」又は「国際シンポジウム・国際会議等」を実施しなければならない期間
「研究成果公开发表 (B)」	平成 21 年 7 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日
「研究成果公开发表 (C)【開催経費】」のうち、平成 21 年度が 1 年計画の場合	平成 21 年 7 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日
「研究成果公开发表 (C)【開催経費】」のうち、前年度から継続する事業の場合	平成 21 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日

3 「交付申請書の記載内容の変更」関係

補助事業者である学術団体の代表者は、補助事業実施の過程で、「交付申請書に記載した内容を変更しようとする場合」が生じたとき、その内容により、

- 変更できないもの。
- 文部科学大臣に変更承認申請を行い、承認を得た上で変更できるもの。
- 補助事業者において変更できるが、文部科学大臣への届出が必要なもの。

に分類されますので、変更しようとする内容がどの分類に該当するか、補助事業者において判断する必要があります。

また、補助事業を廃止する場合も所要の手続きが必要です。

(1) 変更できないもの (補助条件 3-1～3-3 参照)

3-1～3-3では、交付申請書の「シンポジウム等の目的」欄の記載事項については変更できない旨規定されています。

(2) 文部科学大臣に承認申請を行い、承認を得た上で変更できるもの (補助条件 3-4 参照)

3-4では、補助金の費目別使用内訳について、一定割合(額)を超えて変更しようとする場合には、様式B-4-1「使用内訳変更承認申請書」によりあらかじめ文部科学大臣の承認を得ることが必要である旨規定されています。

(3) 補助事業者において変更できるが、文部科学大臣への届出が必要なもの（補助条件 3-7 ~ 3-9）

3-7では、補助金の交付を受けた学術団体の代表者を交替した場合に、様式B-7「主催団体代表者交替届」により文部科学大臣に届け出ることが必要である旨規定されています。

また、3-8、3-9では、会議等の名称、会議等の実施主体その他の「補助事業の内容」を列挙し、それらに変更があった場合には、様式B-4-2「事業内容等変更届」により文部科学大臣に届け出ることが必要である旨規定されています。

(4) 補助事業を廃止する場合の手続き（補助条件 3-5、3-6参照）

3-5、3-6では、補助事業を廃止しようとする場合には、様式B-5「補助事業廃止承認申請書」により文部科学大臣の承認を得ることが必要であり、承認を得た後、未使用の補助金の返還等の義務が規定されています。

4 「実績の報告」関係

補助事業者である学術団体の代表者は、補助事業の完了又は廃止の後30日以内に所定の様式及び関係資料により文部科学大臣に実績報告を行わなければならない旨規定されています。

（補助条件 4-1、4-2参照）

実績報告書及び関係資料は、補助事業が適正に遂行されたか確認するためのものです。これによる実績報告は、全ての補助事業者が行わなければならない手続きですので、所定の期日（補助事業の完了又は廃止の後30日以内）までに提出してください。

なお、補助事業の実施に伴う経費の支出が完了していなければ実績報告書の提出はできませんので、補助条件2-13との関係も留意する必要があります。

5 「その他」

補助事業者である学術団体の代表者が遵守すべき内容のうち、他の事項に属さない「利子の取扱」、「収入の取扱」、「研究活動の公正性の確保」及び「関係書類の整理・保管」について規定されています。（補助条件 5-1~5-4参照）

特に、5-4では次の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管する義務がありますので留意する必要があります。

- ①文部科学省に提出した書類の写
- ②文部科学省から送付された書類
- ③補助金の使用に関する書類

- ・補助金の収支に関する帳簿
- ・預貯金通帳
- ・補助金が適切に使用されたことを証明する書類

（領収書等の会計関係書類、契約書等の契約関係書類、出張関係書類、その他補助金が適切に使用されたことを証明する書類など）